

犯罪被害者補償制度案要綱

（生活保障型）

第二版

全国犯罪被害者の会
（あすの会）

目 次

■ はじめに	1 p
基本理念	3 p
第 1 章（総則）	5 p
第 1 項（目的）	5 p
第 2 項（定義）	5 p
第 2 章（死亡）	8 p
第 3 項（一時金の支給とその額）	8 p
第 4 項（一時金の支給対象）	9 p
第 5 項（年金支給額と支給期間）	10 p
第 6 項（年金の支給対象）	13 p
第 3 章（後遺障害）	15 p
第 7 項（一時金の支給とその額）	15 p
第 8 項（一時金の支給対象）	16 p
第 9 項（年金支給額と支給期間）	16 p
第 10 項（年金の支給対象）	18 p
第 4 章（重傷病）	20 p
第 11 項（一時金）	20 p
第 5 章（医療関係費の現物支給・休業補償）	21 p
第 12 項（医療関係費の現物支給・休業補償）	21 p
第 6 章（雑則）	23 p
第 13 項（時効）	23 p
第 14 項（遡及効）	23 p
第 15 項（併給調整）	24 p
第 16 項（支給制限）	25 p
第 17 項（適用範囲）	25 p

補償制度案要綱公表にあたって

2000年1月23日、あすの会は「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立」を求めて立ち上がりました。

本要綱案は「犯罪被害者には補償を受ける権利がある」と明確に謳い、事件前の平穏な生活に戻ることを目的に現行の社会保障制度ではカバーできない面を検討し「生活保障型の被害者補償制度」の創設を提案するものです。本文の基本理念をお読み頂ければ、内容をご理解頂けると思います。

1981年、息子を殺された故市瀬朝一さん達の活動で成立した「犯給法」は一時金であり、通り魔事件を対象にした見舞金制度でした。この制度は犯罪被害者が事件後、国民として生きてゆくには不十分なものでした。そこで、私達あすの会は、2004年にヨーロッパへ調査団を派遣し、報告書に纏めてシンポジウムを開催するなど、継続的、積極的に取り組んでまいりました。そして今回、被害当事者の視点で「犯罪被害者等基本法」に謳われた権利に相応しい制度案に纏めました。医療費や介護費を全額無償とし現物で支給すること、一時金の他に年金制度を創設すること、過去の被害者にも一定限度で補償することなどを大きな柱としています。

私達は過去の犯罪被害者の立場で、「被害者の権利の確立」という大きな目標を持って国民運動を行ってきました。被害者が刑事裁判に参加して直接発言する被害者参加制度の創設に続

いて、経済的な被害回復制度を確立することで被害者の権利を実現することができます。

また、この二つが揃うことで、いつ・どこで犯罪被害者になるかもしれない国民が安心して生活できるようになります。

この要綱案作成にあたっては、諸澤英道（常磐大学理事長、教授）岡村勲弁護士（前代表・現顧問）白井孝一弁護士、守屋典子弁護士、後藤啓二弁護士、高橋正人弁護士、宮田逸江弁護士、池田剛志弁護士、白石美奈子弁護士、松畑晴朗弁護士、大澤寿道弁護士を始めとする多くの方々にご尽力いただきました。心より感謝申し上げる次第です。

2012 年 10 月

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 林 良 平

基 本 理 念

本要綱案は、犯給法を抜本的に見直し、新たな生活保障型の被害者補償制度を創設するために策定されたものである。基本的な考え方は、次の通りである。

- ① 見舞金ではなく、犯罪被害者には補償を受ける権利があることを明確にした。
- ② 犯罪被害者が被害をうけることで生活保護を受けるようなことは、被害者の尊厳を踏みにじるものであるから、これを避けるようにした。
- ③ 他の社会保障制度と併せて事件前の平穏な生活を取り戻すことができるようにした。
- ④ 一時金の他に年金方式を取り入れることで、「途切れない支援」（犯罪被害者等基本法第3条第3項）を実現するようにした。
- ⑤ 年金額を、被害前の収入と被害後の収入の差額とすることで、「再び平穏な生活を営むことができる」（同法第3条第3項）ことを保障した。
- ⑥ 年金額を算定する際の「収入」を犯罪被害者本人だけでなく、生計を共にする家族全体の収入とすることも初版では検討された。しかし、そうすると、家族のあり様は様々であり、被害からの回復を逆に家族全体に負担させることを強要しかねないので、改訂版では、被害者本人の収入に改めた。
- ⑦ 年金額を算定する際の被害前の収入の上限を平均賃金と

したり、年金受給資格に資力要件を設けたりすることで、必要な補償をすることにした。

- ⑧ 犯給法、施行規則、施行令、通達などは主に通り魔事件を念頭においていたため、親族関係や取引関係など一定の人間関係がある時の犯罪については不支給ないしは減額としていた。しかし、殺人事件などは一定の人間関係があるところに発生する方が事例としては多いので、そのような制限は設けないことにした。

- ⑨ 治療費、付添看護費、自宅改造費や義足義歯、ハウスキーパー費用、カウンセリング費用、リハビリ費用や介護費用、通院交通費などの「医療関係費」は緊急性が高いので、全額無償かつ現物給付とすることで、迅速かつ完全な補償を目指した。

- ⑩ 過去の犯罪被害者であっても現に困っている人も多くおり、その人たちを放置することは正義に反するので、そういう犯罪被害者に対しても、将来にわたって年金を保障することにした。

第 1 章

(総則)

第1項 (目的)

本制度は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族が、その尊厳にふさわしい経済的な処遇を保障される権利を有することに基づき、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れない補償を国が責務として行うことを目的とするものである。

(趣旨)

犯罪被害者等基本法は、第 3 条第 1 項で、犯罪被害者の権利を宣言し、これに基づいて、国は、犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援を途切れなく行うべき責務を有するものと定めているので（同条第 3 項）、本制度もかかる趣旨に基づいて、犯罪被害者の権利とこれに対応する国の責務を目的として定めた。

第2項 (定義)

1. 本制度で「犯罪行為」とは、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第 3 7 条第 1 項本文（緊急避難）、第 3 9 条第 1 項（心神喪失者の行為）、第 4 1 条（1 4 歳に満たない者の行為）の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 3 5 条（正当行為）又は第 3 6

条第1項（正当防衛）の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を言うものとする。

2. 本制度で、「犯罪被害」とは、犯罪行為による死亡、重傷病、又は後遺障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は後遺障害の原因となり得るものを含むものとする。
3. 本制度で、「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者を言うものとする。
4. 本制度で「家族」とは、犯罪被害者の配偶者（内縁関係を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹を言うものとする。
5. 本制度で「重傷病」とは、心身への負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該心身への負傷又は疾病に係る被害であって、当該負傷又は疾病の療養期間が2週間以上であったものを言い、入院期間を問わないものとする。
6. 本制度で「後遺障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき若しくは症状が固定したときに残る心身上の障害を言うものとする。

（趣旨）

本項は、現行法第2条の定義をほぼ踏襲したものであるが、ただ、以下の点で範囲を広げるものである。5号療養期間を現行法の「1ヶ月」から「2週間」に短縮し、かつ入院期間3日という要件を削除することにした。経

済的支援を徹底するためである。また、現行法の「負傷若しくは疾病」を、「心身への負傷若しくは疾病」とした。これは、性被害直後のトラウマなどの精神的被害についても重傷病給付金を支給できるようにするためである。6号 現行法に「心身上」との文言を付加した。これも、性被害による精神的な後遺障害を含める趣旨である。

第 2 章

(死亡)

第3項 (一時金の支給とその額)

犯罪被害者が犯罪行為によって死亡したときは、国は、一時金として金 1 2 0 0 万円を支給する。ただし、その一部を速やかに仮給付しなければならないものとする。

(趣旨)

本制度は生活保障型であるから、後述するように、年金を支給することを前提とするが、犯罪被害に遭ったときは、当座の資金がどうしても必要になるので、年金の他に一時金も併せて支給するようにし、とりあえずの生活に困らないように配慮したのが本項の趣旨である。また、早期の援助のため一部の仮給付を義務化した。

その額は、直ちに必要とする葬儀費用、子供の当座の教育費用、差し迫ったローンの支払い、犯罪被害者が事業者の場合の取引先への当面の支払費用、実況見分等のため自宅に入れないときの家族や親類のホテル代、凄惨な殺人現場となったために将来的に自宅退去や撤去を余儀なくされた時の住居費用・撤去費用など相応の費用がかかることを考えると、すくなくとも現行の犯給法で単身者に支給される一時金の最高額（1 2 1 0 万円）を下回ることは適切ではないので、1 2 1 0 万円相当額の「1 2 0 0 万円」を支給するものとした。

第4項 （一時金の支給対象）

1. 前項の一時金の支給対象者は、犯罪被害者と生計を共にしていた家族とする。ただし、DV被害、仕事上の都合その他正当な理由により家族が別居している場合でも、生計を共にしていたと見なすものとする。

（趣旨）

犯罪行為によって緊急の資金を必要する第一次的な者は、生計を共にしていた家族であるから、相続人が別途いたとしてもそれに優先して家族に一時金を支給すべきものとした。また

① 夫と妻との間に子供がおり、たまたまDV被害などで妻だけが避難し別居していて夫と家計を分離していたようなときに妻が夫に殺害された場合、妻と生計を共にしていた家族はいないことになるが、この場合でも残された子供がいるので、子供の生活を保障する必要があることは言うまでもない。

② さらに、夫が仕事上の都合で単身赴任により別居し且つ家計を別に行っている場合で夫が殺害された時も家族の生活を保障する必要がある。

そこで、DV被害、仕事上の都合その他正当な理由があるときは、「生計を共にしていた家族」と同じように扱うことにした。

2. 前号の「生計を共にしていた家族」が複数存するときの支給優先順位は次の通りとする（第2項第4号参照（6p））。①配偶者（内縁関係を含む）②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

3. 死亡当時、犯罪被害者と生計を共にしていた家族がないときは、国は、相続人に対し、一時金を支給する。
（趣旨）

本項は、生計を共にしていた家族がないときに当座の資金を必要とする者は相続人であるから、この場合は、第二次的に相続人に支給すべきことを明らかにしたものである。

第5項 （年金支給額と支給期間）

1. 犯罪被害者が死亡したときは、事件前の生活を取り戻すことができるまでの期間、国は、第3項の一時金の他に、年金を支給する。ただし、支給対象者が子及び孫の時は就業した場合、配偶者の時は再婚した場合は、支給を打ち切るものとする。
（趣旨）

犯罪被害者等基本法は、国は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援を途切れなく行うべきことを定めているが（第3条第3項）、これは、被害直後の一時金だけ支給するのでは不十分で、

人間らしい生活を営むためには、「事件前の生活を取り戻すことができるまでの期間」、途切れない支援を継続的に行っていくことが不可欠だと考えたからである。そこで、一時金を支給するだけでなく、継続的に一定の額を毎年、定期金として支給する年金方式を導入することが適切と考え、本項を設けることにした。なお、支給対象者が子及び孫で就業を始めたり、配偶者が再婚したような場合は、それにより従前の平穏な生活を回復したものとすることができるので、支給を打ち切ることにした。

2. 年金の額は、事件前の犯罪被害者の収入額を基本とする。ただし、事件後に年金支給対象者（第6項参照（13 p））が他の社会保障制度から得られる給付額、平均賃金その他諸般の事情を考慮することができるものとする。

（趣旨）

事件前の平穏な生活を取り戻すには、事件前の収入を年金として補償することが最も効果的であるから、その額を基本として補償する趣旨である。なお、初版では、犯罪被害者だけでなく生計を共にしていた「家族全体」の事件前の収入額の合計額と、事件後に残された当該「家族全体」の収入額の合計額の差額としていた。ただ、そうすると、家族の形態が様々であることを考えると、場合によっては、平穏な生活を取り戻す努力を家族全体

に負担させることを強要しかねない。そこで、改訂版では、年金額を、事件前の被害者本人の収入額とした。

ただし、事件後の年金受給者が他の社会保障制度から給付を得られるときは、その額を控除することにした。この制度は他の社会保障制度と併せて事件前の平穏な生活を取り戻すことを基本理念とするものだからである。

さらに、年収５０００万円の大企業の社長が殺害されたとき、残された妻に５０００万円の年金が補償されることは、国民の理解が得られないので、平均賃金も考慮にいれて、額を決めることができるようにした。

3. 専業主婦が死亡したときも、事件前に平均賃金の収入があったものと見なすものとする。

（趣旨）

専業主婦であっても家事労働をしている以上、収入があったものと見なさないと、残された家族はその分、家事労働のしわ寄せを受け、従前の平穏な生活を取り戻せなくなる恐れがあるからである。

他方、就業していない学生が殺害された場合は、家事労働をしている訳ではないから専業主婦と同様に考えることはできないし、また、死亡事案である以上、死亡した学生それ自体の生活を保障する必要がないので、後述する第９項３号（１８ｐ）の後遺障害の場合とは異な

り、「事件前に平均賃金の収入があったと見なす」ことにはしないことにした。

第6項 （年金の支給対象）

1. 前項の年金の支給対象者は、犯罪被害者と生計を共にしていた家族とする。

（趣旨）

犯罪行為によってその後の生活に困る者は、生計を共にしていた家族であって、必ずしも相続人とは限らないので、家族が年金受給者であることを明らかにするため本項を設けることにした。例えば、子供のいない夫婦で夫が殺害され、かつ夫の両親もすでに他界しているような場合、（夫と同居していなくても）兄弟姉妹が相続人となるが、そのような兄弟姉妹の生活まで保障する必要はないので、受給者を「相続人」としないことにした。この点で、一時金（第4項第3号参照（10p））の扱いとは異なる。

2. 前号の「生計を共にしていた家族」が複数存するときの支給優先順位は次の通りとする（第2項第4号参照（6p））。①配偶者（内縁関係を含む）②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
3. 不動産と流動資産の合計額が5000万円を越える

資産を有する場合には、年金を支給しないものとする。
ただし、居住用不動産並びに生活の糧となっている不動産（例：収入がアパート収入だけのときのアパート）及び動産（例：漁師の漁船）は、ここでいう資産に入れないものとする。

（趣旨）

あまりに資産がある家庭に年金を支給することは国民の理解を得られないので、資力要件を設けることにした。

５０００万円を基準にしたのは相続税の控除額に習う趣旨である。

第 3 章

(後遺障害)

第7項 (一時金の支給とその額)

犯罪被害者が犯罪行為によって後遺障害を被ったときは、国は、労災保険ないし自賠責保険の際の下記の後遺障害の等級分類に従って、一時金を支給するものとする。ただし、その一部を速やかに仮給付しなければならないものとする。

記

14級	100万円	13級	200万円	12級	300万円
11級	400万円	10級	500万円	9級	600万円
8級	700万円	7級	800万円	6級	900万円
5級	1000万円	4級	1100万円	3級	1200万円
2級	1300万円	1級	1400万円		

(趣旨)

一時金を支給する趣旨は、第 3 項（死亡の場合の一時金の支給とその額）に同じである。上記金額は、第 1 2 項の医療費関係費がすべて現物支給されることを前提とした金額である。また、早期の援助のため一部の仮給付を義務化した。支給額については、生存している者は死亡した者よりも生活費がかかるので一時金の額を増やす必要がある。ところで、死亡と同視しうる等級は 3 級（「終身労務に服することができない」場合の労災保険ないし自賠責保険の等級）であるところ、3 級の一時金が死亡の一時金（1 2 0 0 万円）を下回

ることはできないので、3級の一時金を1200万円とした。
他の等級については、3級を基準に、給付額が均等になるよう100万円単位で差をもうけた。

第8項 （一時金の支給対象）

1. 前項の一時金の支給対象者は、犯罪被害者とする。

（趣旨）

犯罪被害者が後遺障害を被ったとき、当座の資金を必要とする者は、犯罪被害者自身であるから、これを支給の対象とする趣旨である。

第9項 （年金支給額と支給期間）

1. 犯罪被害者が犯罪行為によって9級以上の後遺障害を被ったときは、事件前の収入額に回復するまでの間、国は、第7項の一時金の他に、年金を支給する。

（趣旨）

犯罪被害者が重篤な後遺障害を被ると、犯罪被害者や犯罪被害者と生計を共にしていた家族の生活は本当に悲惨な状態に陥るから、生活を立て直せるよう年金を支給することにした。9級以上としたのは、9級以上の後遺障害のとき、労務に服することが難しくなるからである。

2. 年金の額は、事件前の犯罪被害者の収入額と、事件後

の収入額の差額を基本とする。ただし、事件後に年金支給対象者（第6項参照（13p））が他の社会保障制度から得られる給付額、平均賃金その他諸般の事情を考慮することができるものとする。

（趣旨）

事件前の平穏な生活を取り戻すには、事件前の収入と、事件後の減少した収入の差額を補償することがもっとも効果的であるから、その差額を年金として補償することにしたのが本項の趣旨である。なお、初版では、犯罪被害者だけでなく生計を共にしていた「家族全体」の収入の合計額と、事件後に残された当該「家族全体」の収入の差額としていた。ただ、そうすると、家族の形態が様々であることを考えると、場合によっては、被害者本人の自立支援を逆に家族全体に負担させることを強要しかねないので、改訂版では、被害者本人の収入額の差額に改めた。

ただし、事件後の年金受給者が他の社会保障制度から給付を得られるときは、その額を控除することにした。本制度は他の社会保障制度と併せて事件前の平穏な生活を取り戻すことを基本理念とするものだからである。

さらに、年収5000万円の大企業の社長が重度の後遺障害を被り、全く働けなくなったとき、5000万円の年金が補償されることは、国民の理解が得られないので、平均賃金も考慮にいて、額を決めることができる

ようにした。

3. 学生や専業主婦など事件前に無収入の者であっても、平均賃金の収入があったものと見なすものとする。

(趣旨)

学生や専業主婦などの無収入の者が重度の後遺障害を被ったときにも、生存している以上、その人自身の生活を保障する必要がある、年金を支給する必要があることからこの規定を設けることにした。学生を含めた点で死亡事案の第5項第3号(12p)と異なることは前述したとおりである。

4. 後遺障害の等級によって、補償する年金額に差を設けないものとする。

(趣旨)

後遺障害の認定等級がどうであろうと、事件前と事件後の収入の差額を補償すれば、事件前の平穏な生活を保障できるから、認定等級は考えないことにした。

第10項 (年金の支給対象)

1. 前項の年金の支給対象者は、犯罪被害者とする。

(趣旨)

死亡の場合とは異なり、後遺障害の場合は犯罪被害者自身が生存しているので、被害者だけを支給対象とする

趣旨である。

2. 不動産と流動資産の合計額が5000万円越える資産を有する場合には、年金を支給しないものとする。ただし、居住用不動産並びに生活の糧となっている不動産（例：収入がアパート収入だけのときのアパート）及び動産（例：漁師の漁船）は、ここでいう資産に入れないものとする。

（趣旨）

あまりに資産がある犯罪被害者に年金を支給することは国民の理解を得られないので、資力要件を設ける趣旨である。

第4章

(重傷病)

第11項 (一時金)

犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を受けたとき及び家族が犯罪行為に起因して疾病に罹患したときは、国は、犯罪被害者に対し、程度に応じて、5万円から200万円の範囲内で一時金を支給する。ただし、その一部を速やかに仮給付しなければならないものとする。

(趣旨)

死亡、後遺障害の場合だけでなく、傷害の場合も当座の資金が必要であることに変わりないことから、一時金を支給することにした。さらに、犯罪による精神的なストレスなどから家族が心労によって倒れ、入院したようなときも、犯罪行為に原因がある以上、被害者自身が被害を受けたときと同様に扱う必要があるので、一時金の支給対象とした。

第 5 章

（医療関係費の現物支給・休業補償）

第12項 （現物支給・休業補償）

1. 犯罪被害者が犯罪行為によって重傷病をうけ、また後遺障害を被ったときは、国は、治療費・医療用諸雑費、入通院の際の付添介護費、自宅改造費や義足義歯などの環境整備費、ハウスキーパー費用、カウンセリング費用、退院後のリハビリ費用や介護費用、通院交通費などの医療関係費全額を現物支給する。

（趣旨）

医療関係費は、犯罪被害者にとって、もっとも切実かつ緊急性が高い費用の一つである。これが直ちに、全額補償されない限り、被害者は安心して生活の再建を図ることができず、人間としての尊厳どころの話ではない。犯罪被害者からの要望が極めて強い項目であるから、全額無償とすることにした。

また、たとえ無償でも、一旦病院に費用を払って後日、償還を受けるというのは、緊急性の高い費用の支払方法としては従来、被害者から多くの不満が出されてきたところである。被害者は、警察への事情聴取、実況見分の立会い、マスコミへの対応、夫が殺害されたときの仕事の連絡、子どもの教育現場への連絡、様々な社会保険制度への申請手続きなど、予想もしなかった手続きが怒濤

のように押し寄せ、様々な出費がかさむのが通常である。そこで、せめて医療関係費くらいは被害者の手を煩わせないように、もっとも簡易な現物支給方式とすることが強く求められていたので、本項を独立の章立てで、設けることにした。

2. 犯罪被害者が、完治するまで又は症状が固定するまでの間に休業したときは、国は、全額休業補償する。その間の家族の休業損害については、付添看護の必要に応じて補償する。

(趣旨)

第9項の年金は、負傷や疾病が完治した後、あるいは症状が固定した後に支払われるものであるから、それまでの間に、通院、入院、リハビリなどで休業した場合には、年金で生活を賄うことはできない。そこで、本項を設けることにした。また、家族の休業損害については、看護の対象者が幼児か成人かで必要とする付添看護の程度が異なるから、必要に応じて補償するものとした。

第 6 章

(雑 則)

第13項 (時効)

1. 時効期間は 3 年とする。
2. 年金については時効を設けないものとする。ただし、請求のあった日から将来に向かってのみ支給するものとする。

(趣 旨)

現行法の時効期間 2 年はあまりに短すぎるので、3 年に延長する趣旨である。ただし、年金については、事件前の平穏な生活を取り戻すのに不可欠ものであるから時効は設けないものとした。もっとも、年金は必要なときに支給すれば足りるので、請求したときから支給すべきものとした。例えば、犯罪から 5 年が経過してから申請があったとき、過去 5 年間分を遡って支給する必要性は低いので、このような場合を除外するため、請求の時から支給すべきものとした。

第14項 (溯及効)

本制度は、制度施行時より前に犯罪被害に遭った者で、被害前の平穏な生活を未だ取り戻すことができない者に対しても、一時金を除き、適用するものとする。ただし、請求のあった日から将来に向かってのみ支給する。

（趣旨）

将来、現れるかどうか分からない抽象的な犯罪被害者に先に予算をつけ、現に目の前で困っている犯罪被害者がいるのに、これらの者を救わないというのは正義に反するので、溯及効を認めることにした。ただし、一時金まで遡及させて支給する必要性はないので、緊急性の高い、年金・医療関係費の現物支給・休業補償に限って、過去の被害者でも将来に向かって支給することにした。

第15項（併給調整）

犯罪被害者が、加害者から賠償金の支払いを受けたときは、その額は第6項第3号及び第10項第2号の資力に含めるものとする。

（趣旨）

本制度は日々の生活を保障することにその趣旨がある一方、加害者がする賠償金の支払いは損害のてん補であるから、両者は性質を異にする。従って、後者の支払いがあつたからといって、前者の給付額に影響を与えるべきではない。ただ、公平を考えて、年金受給の資力要件として考慮するのが適切であるから、本項を設けることにした。

第16項（支給制限）

加害者との親族関係、同居、交遊、同一職場における勤務、継続的な商取引等の人間関係が事件の背景事情になってい

たとしても、不支給ないしは減額はしないものとする。ただし、支給が社会的に相当でない場合は、支給額を減額し、または支給しないということもできるものとする。

（趣旨）

暴力団事件のような抗争事件では、支給することが不適切な場合もある。しかし他方、殺人事件などの凶悪犯罪は、親族間の争い、男女間や交友関係のもつれ、取引関係にもとづく紛争、職場の中での人間関係の争いなどで発生することが多く、そのような場合に支給を制限し、または支給しないというのでは被害の回復にほとんど役立たない。そこで、ケースバイケースで検討できるよう「社会的に相当ではない」という概括的な一文を設けるにとどめた。

第17項（適用範囲）

1. 本制度は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為（以下「日本国内での犯罪行為」という）であれば、犯罪被害者の国籍如何を問わず適用するものとする。ただし、日本国籍を有しない者で短期滞在者にはついては、除外する。

（趣旨）

我が国における外国人にも保障するかどうかは相互主義とも関係するが、国際主義に基づき、外国人だからといって原則区別しないことにした。ただ、短期滞在者は、将来にわたって我が国に居住するわけではなく、継続

的な保護はその外国人が帰属する国籍国が行うべきであるから、除外した。

2. 日本国内での犯罪行為以外の犯罪行為であっても、犯罪被害者が日本国籍を有する場合には、本制度を適用するものとする。

(趣旨)

日本人が外国で被害をうけた場合であっても、我が国に税金を支払っていることに変わりはないし、また外国での被害であっても犯罪を立証することが可能な場合も多々あるのだから、一律に除外することは適切ではなく、原則保障されるものとした。